官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令三八）　一
〔告　示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委三一）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
首都高速道路株式会社工事一部完了関係　三六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　三六
会社その他
会社決算公告　三九

省令

○農林水産省令第三十八号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第三条第二項第四号及び第十七条第一項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十一日　農林水産大臣　山本　有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。